

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年6月12日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和8年6月12日（金）午後2時22分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 7番 尾崎 義治
8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文 10番 木戸 孝
11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一 13番 柏木 彰文
14番 大平 倫生
5. 欠席委員 6番 後呂 豊
6. 事務局 係長 柳原 克彰 主査 赤井 志央 主事 前田 大輔
主事 大仲 絢
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 7号 農地使用貸借の合意解約について
議案第27号 非農地証明について
議案第28号 農地法第3条の規定による許可について
議案第29号 農地法第5条の規定による許可について
議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農
用地利用集積等促進計画の案について
その他

8. 会議の概要

〇〇係長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から6月の農業委員会を開催させていただきますと思います。なお、本日、富田局長は白浜町議会令和8年第2回定例会の出席のため、欠席させていただいております。それでは早速ですが、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、6

番の後呂 豊委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5 番の南 喜久治委員と 10 番の木戸 孝委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員 はい。
〇〇委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 7 号農地使用貸借の合意解約について、4 件ございますが、一括して事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。報告第 7 号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 4 月 24 日解約したものです。

続きまして、議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 4 月 24 日解約したものです。

続きまして、議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 3。対象地は〇〇外 1 筆で、地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 4 月 30 日解約したものです。

続きまして、議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 4。対象地は〇〇で、地目は田、面積は〇〇㎡です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため、令和 8 年 4 月 30 日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

〇〇委員 申請理由の自己都合は、貸し手か貸付先のどちらですか。

〇〇係長 いずれも貸付先の自己都合になります。耕作がきちんとされず、草も生えてお

り、維持管理が出来ていない状況になっていたため、解約になりました。最終的には草刈等を行った上で返却しています。

〇〇委員 今後はこのような場合は、取り扱いをしないなど対応すべきと思うのですが。

〇〇係長 貸付先の〇〇さんには和歌山県農業公社も厳しく対応しており、草刈等をした上で合意解約するまで新たな貸付は認めないという対応をとっていました。

議長 他にありませんか。ご意見ご質問がないようですので、報告第7号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第27号 非農地証明について上程いたします。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第27号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が雑種地で、面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、当該地は相続により取得しましたが、当時から雑種地として利用しており、現在に至りますとのことです。なお、6月5日に〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

〇〇委員 この場所は地籍調査が終わっていますか。

〇〇係長 まだ地籍調査が終わっていません。また公図等が現況と異なる所があり、申請者に話をお伺いし、令和5年に〇〇と駐車場の貸借をする際に境界を定めた測量図面を頂いたので、それを現況図にしています。

〇〇委員 相続はいつぐらいにしたのでしょうか。

〇〇係長 相続は議案書にも記載しているとおり平成3年9月4日になります。

〇〇委員 相続時には地目は確認してなかったのですか。

〇〇係長 法務局では相続登記に一つ一つ地目を確認していないと思います。また以前からも地目は田、課税は宅地になっていました。

議長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 27 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の 6 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇外 13 筆で、地目は台帳、現況ともに〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 5 筆が畑で、それ以外の 9 筆が田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、本業が多忙で農地を維持管理することが困難になっていたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地付近で住宅を購入した上で、当該地に多種の野菜等を耕作し農業を営みたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

〇〇係長 〇〇委員からも異議なしとの連絡を頂いております。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 この方はすでに転居されているのでしょうか。

〇〇係長 まだ転居はしていません。申請地〇〇の東側の住宅を購入していて、そこに定住予定です。会社員もしながら、兼業農家と申請書類には記載があります。また農機具については〇〇さんから全て譲り受けると聞いています。

〇〇委員 新規農業者については対象になっていますか。

〇〇係長 まだ白浜町に転居していないので、相談も受けていません。年齢的には大丈夫かと思います。

〇〇委員 遠隔地の規定がありますがよろしいのでしょうか。

〇〇係長 通作距離につきましては、申請地付近に移住することですので、受理できるものと考えています。

〇〇委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 28 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転を伴います住宅用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては農業を継続していくことが困難な情勢もあり維持・管理に困っていたところ、譲受人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては住宅を建設する場所を探していたところ、譲渡人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者はありません。また水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 29 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、6 番は〇〇委員と〇〇委員が当事者でございますので、まず、6 番以外につきましてご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

〇〇係長

はい。議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書 9 ページから 10 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 8 件、10 筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなります。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 8 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 12 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 8 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 8 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 14 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 8 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 15 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は畑、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 8 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 7。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和 8 年 8 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 8。申請地は〇〇外

1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和 8 年 8 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2 番から 5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 7 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 8 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 30 号の 1 番から 5 番、7 番から 8 番につきまして、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第 30 号の 6 番についてご審議いただきたいと思います。〇〇委員と〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案書の 16 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 8 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。これまでも貸付先が耕作していましたが、相続により所有者に変更がありましたので、新規設定としています。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条

第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。6番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第30号の6番につきまして、計画の案を承認いたします。それでは、〇〇委員、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、〇〇委員、着席した。～

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～令和8年度白浜町農業委員会視察研修の意見徴収結果と視察先について、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和8年7月10日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時22分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。